

たす

今月の主な内容

- 自治基本条例案の意見 2～5P
- 男女共同参画プラン策定 6～7P
- 新区長紹介 10P
- 光ヶーブルQ&A 12P



平成23年
(2011)

5月号

No. 74



満開! (八東総合運動公園)

八東総合運動公園の桜が満開を迎え、丹比保育所の年長、年中の園児が園外保育で公園内を散策し、“春”の訪れを感じていました。

八頭町自治基本条例(仮称)素案への

ご意見について

八頭町自治基本条例(仮称)素案
について、平成23年2月10日を期限
に町民意見(パブリックコメント)
の募集を行い、提出のあった意見も
とに八頭町自治基本条例(仮称)
策定委員会で検討を行いました。

ここでは、寄せられたご意見と策
定委員会の見解について概要をご紹
介します。



①「定義(第4条)」について

①「町民」について

【提出意見】

「町内で事業若しくは活動を行う
団体」とはどういったものがあるの
でしょうか?定義の条文の中で説明
した方がよいのではないでしょ
うか?

【策定委員会意見】

「町民」の定義の中の「町内で事業
若しくは活動を行う団体」とは、町
内に事務所がある団体、また、事務
所は町外だが事業や活動は八頭町内
でも行っている団体など、八頭町に
何かしらの関係がある団体すべてを
含むこととしています。
条文中ではなく、逐条解説の中で
例を挙げ、分かり易くしたいと考
えています。



【提出意見】

「町民」には外国人も含まれるので
しょうか?また、「住民投票(第30
条)」に関連するので、「永住外国人
の定義付けが必要なのではないで
しょうか?」

【策定委員会意見】

「町民」の定義の中の「町内に住み、
町内で働き、学び、活動する人」と
は、町内に住んでいる人はもちろ
ん、町内で働く人や町内の学校に通
う人、町内で活動を行う人すべてを
いい、その中には外国人の方も含ま
れます。

「永住外国人」の定義付けについて
は、「住民投票」の逐条解説中で説明
したいと考えています。

②「コミュニティ」について

【提出意見】

「コミュニティ」を「地域団体」な
ど分かり易い言葉にしてはどうで
しょうか?

【策定委員会意見】

集落・自治会などの地域的なつな
がりや、NPOやボランティア団
体、スポーツグループなどのテー
マに基づいた団体など、豊かな地域社
会の実現のために自主的・自立的に
活動している団体を「コミュニティ」
として定義しています。

「地域団体」と定義してしまうと、
集落や自治会などの地域的な団体だ
けを定義しているような誤解を与え
てしまうおそれがあります。

策定委員会の検討の中でも、町民
の方に分かりやすくするために、そ
ういった団体を日本語で表現するこ
とを考えましたが、「地域」と「テ
マ」の両方の団体を表現できる適切

な言葉が「コミュニティ」以外に見つかりませんでした。

この自治基本条例の中で「コミュニティ」と規定することで、「コミュニティ」という言葉自体が町民の方々に広がっていくことを期待しているところからです。

③「執行機関・町」について

【提出意見】

普通「町」と言えば、行政である「執行機関」を言うのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

町民の方々にとって、「町」＝「行政（役場）」というイメージがあるかもしれませんが、地方自治法上では、「地方公共団体、つまり町の中に、執行機関と議会とを置く。」と規定されており、その規定を引用したものですので、ご理解いただきたいと思えます。



④「まちづくり」について

【提出意見】

「まちづくり」を「自治」という言葉にしてはどうでしょうか？

【策定委員会意見】

「自治」と「まちづくり」とは同じ意味であると考えていますが、町民の方により分かり易く身近に感じていただくため、また、それによって参画していただきやすくするため、平仮名でやわらかいイメージをあたえる「まちづくり」という言葉を採用しています。

(2)「議会の組織(第17条)」について

【提出意見】

「議員の定数」については重要な事項であるので別の項とし、町民の意思がしっかりと反映されるような仕組みを行うような内容とするべきではないでしょうか？

【策定委員会意見】

議員は選挙により選ばれた町民の代表であり、その議員で構成される議会には「町民の意思、民意をしっかりとまちづくりに反映していく」という重要な役割があります。議会に關すること全般がまちづく

りにおいて重要な事項ではありませんが、議員の定数や議員選出の地域配分などは、まちづくりへの町民意思の反映に特に関わってくることも確かだと思えます。

しかし、「議会の運営等」や「議員の責務」の条文の中で、「町民意思の確な把握」について規定されていることもあり、策定委員会としては、「議会の組織」の条文で、改めて「町民意思の反映」について規定する必要は無いと考えています。

議員選出の地域配分については、合併直後に制度として存在していましたが、現在は廃止されていることから、その経緯も踏まえる必要があると思えます。

そして、合併して八頭町という一つのまちになり、ある程度の年数が経った今では、「町の一体感」という点から考えれば、地域割りを行うことに少し違和感を覚えるところでもあります。ただ、議会が「町民意思の反映」という重要な役割を持っていることは確かですので、そのことを分かりやすく表現する必要があります。

よって、逐条解説の中で、「町民意思の反映」というまちづくりにおける議会の役割を説明し、「議会の組織や議員の定数については、町民の意思をしっかりと反映できることを考慮して決定する」といった説明を

追加したいと考えます。

(3)「住民投票(第30条)」について

①「永住外国人」について

【提出意見】

外国人の参政権については、「憲法違反ではないか？」という議論もされており、国政レベルでも未だ結論が出ていない問題です。

母国において投票権を保障されている外国人に対して、日本での投票権を付与すれば、権利を二重に付与することになり、その必要性が理解できません。

また、地域によっては、住民の相対的な割合を永住外国人が占めているところもあり、行政運営に大きな影響を与えている地方公共団体も見受けられます。税金を支払うことに対する権利としては、道路・安全・生活インフラ整備などの役割を受けることですでに満たされているのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

確かに、外国人の参政権については、「日本国籍を有する者が政治に関わるべき」という議論はあると思えますが、策定委員会では、「八頭町のまちづくりにおいてはどうか？」

という観点で検討をしてきました。

「二重に投票権を付与する」という点でも、二重にその権利を行使する訳ではありませんし、母国と八頭町ではその対象となるものが異なると考えます。

外国人の方でも住民であることに変わりはなく、「そういった方の意見を無視することはできないのではないか？」という「住んでいる地域のまちづくりへの参画」という観点から考えて、原則10年以上在住しておられ、地域との関わりがある程度深いと考えられる永住外国人の方に限って、住民投票への参加権を付与しても良いのではないかと考えています。

また、「選挙権」や「被選挙権」と「住民投票への参加権」とでは、政治やまちづくりにおけるその意思の取扱いに違いがあると思います。住民投票の結果の取扱いについては、法的拘束力を持つものではなく、町長や議会はそれを最大限尊重することになります。事実上の拘束力を全く無視することはできないということもあります。間接民主制の本来の姿として、最終的には日本国民である町長や議員の判断に委ねるべきであると考えています。

② 「満18歳以上」について

【提出意見】

なぜ「16歳以上」ではいけないのでしょうか？（16歳の方でも就職、自立している方もおられると思います。）

【策定委員会意見】

16歳の方の中には、確かに働き、自立している方もおられると思いますが、現状をみると、社会的な経験の少ない学生が大半を占めていると思います。

よって、「満18歳以上」という年齢の区切りを設定しているところだと思います。

③ 「町政全体に関する重要事項」・「投票権を有する者」について

【提出意見】

住民投票の対象となる「町政全体に関する重要事項」や「投票権を有する者」について、この条例で定義付けをしておいた方が良いのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

「町政全体に関する重要事項」や「投票権を有する者の要件」などの詳細事項については、個別条例で規定するべきと考えていますが、住民投票の対象となる「町政全体に関する

重要事項」については、分かり易くするために、逐条解説の中で例を挙げて説明したいと考えています。

(4) 「町長のローカルマニフェスト(第31条)」について

【提出意見】

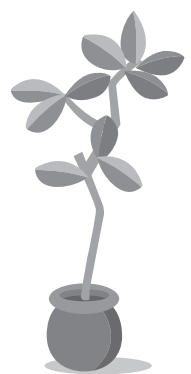
「ローカルマニフェスト」という言葉を、「公約」・「政権公約」など分かり易い言葉にしてはどうでしょうか？

【策定委員会意見】

「ローカルマニフェスト」という言葉自体が全国的にもあまり広まっておらず、町民の方々にも分かりにくい言葉であることは確かだと思っております。

再検討の結果、ご意見のように、例えば、「公約」や「政権公約」、「政策目標」といった、より分かり易い言葉を採用する方が良いと考えました。

「政権公約」や「マニフェスト」だと、国政に関わる部分と勘違いされるのではないかと、「選挙公約」だと、選挙のための公約といったマイナスのイメージがある」といった意見がありました。が、「現在存在しない言葉であっても、町民の方にとっで分かりやすい言葉であれば、それを採用しても良いのではないかと」という意見で一致し、この条例自体



が、まちづくりの基本的事項を定めるものであることから、「まちづくり公約」という言葉を採用することとなりました。

(5) 「まちづくりの最高規範(第32条)」について

【提出意見】

前文はこの条例全ての条文にかかるとは、前文を読めば「この条例がまちづくりの最高規範である」とことは分かるので、前文と重複する「まちづくりの最高規範(第32条)」は必要ないのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

前文の中で触れられている事項であっても、その重要性等によって個別の条文でも規定することが必要な場合があるのではないかと考えています。

本条例の前文は、条例制定の目的や決意等を宣言するという目的で設けており、「最高規範性」についても触れていますが、自治基本条例が八頭町におけるまちづくりの方向付け

の役割をしつかりと果たすためには、重要事項である「他の条例や計画等」と整合性を図る必要がある」ということを、個別条文である最高規範の条文の中で述べているところです。

(6)「条例の名称」について

【提出意見】

条例の名称を「まちづくりきらめき条例」などにしてはどうでしょうか？

【策定委員会意見】

「自治」よりも「まちづくり」という言葉の方が分かり易いとは思いますが、この条例はまちづくりの基本的な考え方や原則を定めた「まちの憲法」であり、条例の「顔」である名称に最高規範としての意味合いを持たせることも必要ではないかと思っております。よって、策定委員会としては、「自治基本条例」が良い名称として、「自治基本条例」が良いと考えています。



(7)「その他」について

①「…努めます。」について

【提出意見】

議会や町長・行政に関係する部分については、「…努めます」という表現より、「…します。」や「…こととします。」などより強い表現とした方が良いのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

将来的な検討事項でもありますが、法的義務を持たない事項を条例で「しなければならぬ」と明文化することは難しいと考えます。策定委員会としては、義務化できない部分については、議会や行政の自主性や自律性に任せ、それぞれが自らの役割を考えて、行動することを期待するものです。

②「法律との重複」について

【提出意見】

法律として規定してある事項は条例で規定する事項ではないので、自治基本条例で重複して規定する必要はないのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

町民の皆さんにとって馴染みの薄い「法律」というものではなく、よ

り身近な「条例」として明文化することで、町民の皆さんはもちろん、議会や行政を含めた町全体の共通の意識付けを行うことに意味があると考えています。

また、自治基本条例はまちづくりの基本的な考え方や原則を定めた「まちの憲法」であり、まちづくりの指針となるものです。よって、法律と重複するかたちになったとしても、八頭町の最高規範である条例として条文化を行い、八頭町としてのまちづくりの方向性をしっかりと示す必要があると考えています。

③「町の一体感」について

【提出意見】

町民が「一体感」を持てるような内容を前文に盛り込んでほしいと思います。

【策定委員会意見】

策定委員会では、前文の検討段階で「八頭町は、郡家町・船岡町・八東町の旧三町が合併し、」というような、まちの歴史的な表現を入れるかどうか検討をしたところです。

結果としては、そういった表現をすること、逆に「まだ一つの町になっていないのだろうか」といった感想を持たれることを懸念して削除した経過があり、「地域、世代を超え

て」という表現を採用したところで、ご理解いただきたいと思います。

④「文章の表現」について

【提出意見】

読みやすい条例とするために、読みにくい言葉には「ルビ」をふり、重複するような表現や「かつ・及び」といった表現は避ける必要があるのではないのでしょうか？

【策定委員会意見】

ご意見のように、この条例は、町民の方にとって読みやすい文章にする必要があると思います。また、町外の方がご覧になる場合のことも考えると、地名等にもルビをふることも必要であると考えます。

よって、条文の持つ意味が変わらない範囲で文章の修正をしたいと考えています。

□今後の予定

今後は、町議会との協議を進めながら、議会への条例提案を行う予定としていきます。

また、自治基本条例の理念がさらに町全体に浸透するための啓発活動を行い、「町民が主役のまちづくり」を実現するための取り組みを引き続き進めていきます。

第2次八頭町男女共同参画プラン策定

男女がともに輝く まちづくりに向けて

八頭町では「男女共同参画の推進」を町政の重要課題として位置づけ、平成17年3月「男女がともに輝く町づくり条例」を制定し、さらに平成18年3月「八頭町男女共同参画プラン」を策定するなど、様々な施策を進めてきました。

しかしながら、平成22年10月に町民5000人を対象に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」では、①固定的性別役割分担意識が根強く残っていること。②育児・介護・家事労働が女性にとつて大きな負担となっていること。③様々な分野へ女性が積極的に参画できるような能力開発や意識啓発が不足していること。④働く環境の整備と子育て支援対策が不十分であることなどの現状が浮き彫りとなりました。

このような中、新たな課題に対応するため、平成27年度を目標年度とした「第2次八頭町男女共同参画プラン」を策定しました。この第2次プランでは、第1次プランの取り組みの成果と課題を総括し、今後重点的に取り組む事項について、具体的な取組内容を明らかにするとともに、目標とする指標を示し、より一層実効性ある施策の推進を図ることとしました。

男女共同参画社会づくりは、行政はもちろん、地域住民の皆様、民間団体、事業者が、それぞれ自主的に取り組んでこそ、実現できるものです。皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

① 政策・方針決定過程への 女性の参画拡大

- ・各種審議会委員等への女性の登用促進
- ・女性の能力開発講座等の実施
- ・男女共同参画リーダーの養成講座の開催
- ・行政・企業等での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進啓発
- ・企業、PTA、スポーツ団体、農業協同組合、森林組合、商工会等の各種団体等に女性の登用拡大に向けての協力要請

② 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

- ・男女共同参画に関する相談窓口の整備
- ・男女共同参画フェスティバルの開催
- ・性別固定的役割分担意識是正のための意識啓発
- ・男性を対象とした男女共同参画講座の開設
- ・男女共同参画センターの充実
- ・男女共同参画室の充実
- ・母親・父親の育児講座の開催

③ 職場における 男女共同参画の推進

- ・職場における昇任・昇格制度の是正啓発
- ・女性の職域拡大と管理職への積極的登用の促進啓発

④ 家庭における 男女共同参画の推進

- ・男女雇用機会均等法関係法等の周知啓発
- ・男女間の賃金格差の解消に向けた啓発活動の推進
- ・企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進啓発
- ・育児・介護休暇制度の導入促進啓発
- ・多様な働き方を可能とする制度等の啓発促進
- ・再就職に向けた支援活動の推進
- ・女性の能力開発のための講座の開設
- ・女性起業家に対する支援活動の推進
- ・男女のそれぞれ少ない職業分野への参画啓発
- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント防止に向けての啓発促進
- ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等
- ・企業の管理職を対象とした男女共同参画研修の実施
- ・仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持つファミリー・フレンドリー企業の普及啓発
- ・ファミリーサポートセンターの充実
- ・放課後児童クラブの充実
- ・保育サービスの充実
- ・男性の子育て教室の開催
- ・男性を対象とした料理教室、介護講習会の開催

- ・育児・介護を行う労働者に対する情報提供促進
- ・児童虐待防止への啓発
- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し啓発

5 地域における男女共同参画の推進

- ・地域社会における性別固定的役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の促進
- ・集落役員（自治会）等の女性登用の促進
- ・職場中心の意識、ライフスタイルの見直し啓発
- ・男女共同参画フェスティバルの開催
- ・男女共同参画リーダー養成講座の開催
- ・自主活動グループの活動支援

6 農業分野における男女共同参画の推進

- ・農業協同組合等の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・家族経営協定の締結の促進
- ・性別固定的役割分担意識の是正と女性の役割の適正な評価の啓発推進
- ・女性の能力の開発促進
- ・女性農業委員及び女性農業士等女性リーダーのネットワーク化の推進
- ・女性農業士等及び女性の認定農業者の拡大
- ・女性の起業活動の促進
- ・新規就農者への支援

7 教育分野における男女共同参画の推進

- ・PTA会長等における方針決定過程への女性の参画促進
- ・学校教育全体を通じた男女共同参画の視点を持った指導の充実
- ・性別固定的役割分担意識にとらわれない学校運営の推進
- ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ・教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
- ・男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導
- ・女性のエンパワーメントのための学習活動の充実
- ・働く父親や母親が参加しやすいPTA活動の推進

8 男性、子どもにとっての男女共同参画

- ・男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発促進
- ・男性にとつての男女共同参画の意義についての啓発促進
- ・自殺予防等対策の推進
- ・女性に対する暴力の予防啓発促進
- ・育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発
- ・高齢男性などに対する日常生活自立に向けた支援促進
- ・男性の育児・家事への参画促進啓発
- ・子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、啓発促進
- ・障がいがある子どもへの対策の充実
- ・子どもを対象とした男女平等教育の推進

9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性の啓発促進
- ・長時間労働を抑制するとともに、年次有給休暇の取得促進啓発
- ・男性の育児休業取得促進啓発
- ・育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発促進
- ・延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の保育サービス充実
- ・放課後児童クラブの充実
- ・職場中心の意識、ライフスタイルの見直し啓発
- ・企業・事業主への啓発推進
- ・勤労者の生涯学習参加促進

10 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- ・高齢者の社会参加促進
- ・老人クラブ等における団体への女性役員の登用促進
- ・高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の促進
- ・シルバー人材センターの充実
- ・介護における男女共同参画意識の啓発
- ・高齢者虐待や消費者被害への防止対策の促進
- ・性差医療や生活習慣病、介護予防対策の促進
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・外国人や外国人の親を持つ子どもへの支援体制の整備

11 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶

- ・配偶者・パートナーに対する暴力の相談窓口の充実
- ・配偶者・パートナーに対する暴力被害防止への社会的認識の徹底
- ・公的相談機関、民間支援団体との連携促進

12 生涯を通じた性と生殖の健康・権利の確保

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発
- ・成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
- ・子宮がん、乳がん等、女性特有の疾病に対する予防対策の推進
- ・妊娠・出産期における女性の健康支援
- ・学校教育における発達段階に応じた性教育の推進
- ・不妊治療への支援

13 メディア・リテラシー向上のための広報・啓発の推進

- ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
- ・男女共同参画の視点からの広報ガイドラインの普及、浸透

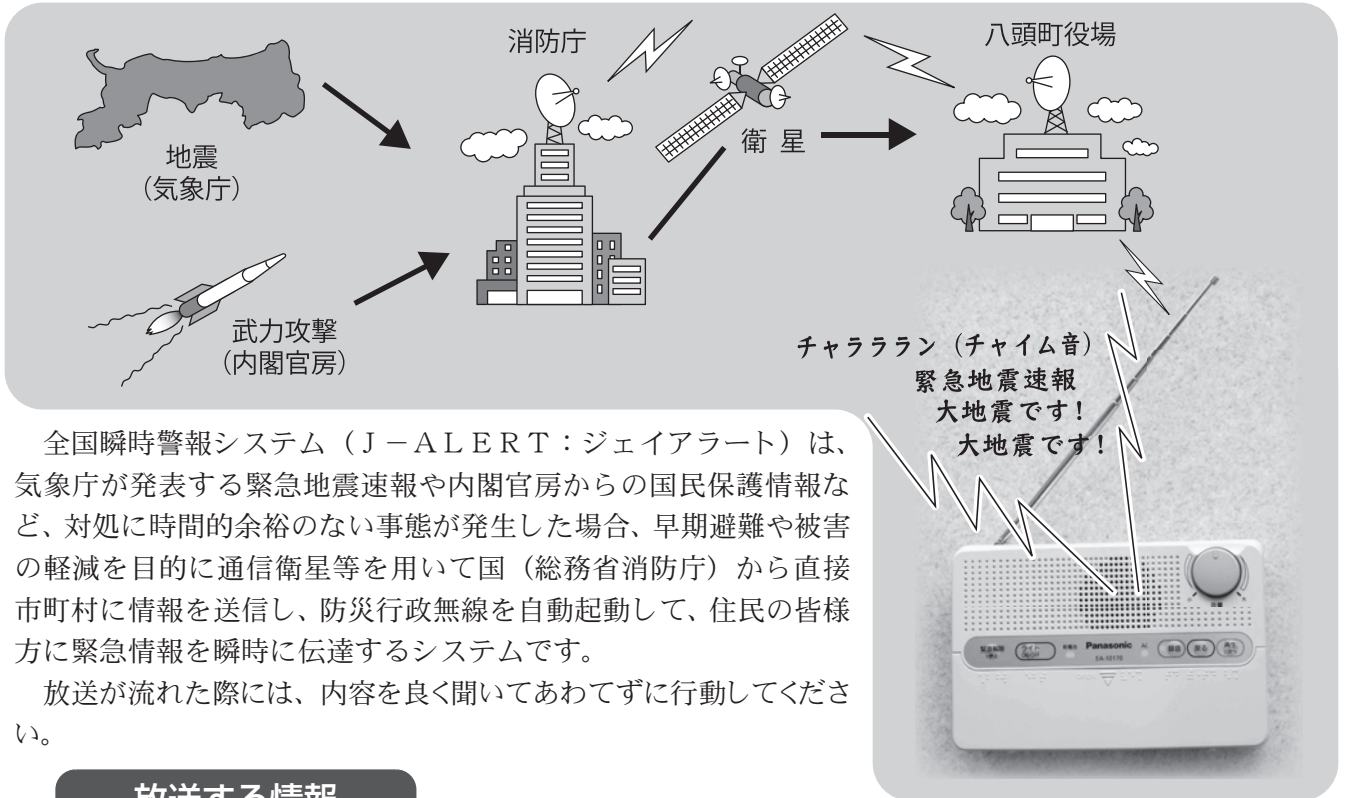


全国瞬時警報システム

『J-ALERT』運用開始

ジェイ

アラート



全国瞬時警報システム (J-ALERT: ジェイアラート) は、気象庁が発表する緊急地震速報や内閣官房からの国民保護情報など、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合、早期避難や被害の軽減を目的に通信衛星等を用いて国 (総務省消防庁) から直接市町村に情報を送信し、防災行政無線を自動起動して、住民の皆様方に緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

放送が流れた際には、内容を良く聞いてあわてずに行動してください。

放送する情報

受信情報		警報音など	放送内容
推定震度4以上の地震		緊急地震速報 チャイム音	「緊急地震速報。 <small>おおししん</small> 大地震です。大地震です。」
国民保護関係	ゲリラ等による攻撃	有事サイレン 14秒吹鳴	「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
	航空攻撃		「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください」
	弾道ミサイル攻撃		「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
	大規模テロ		「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」

- ※ 24時間自動的に放送されるシステムですので、深夜でも放送が流れます。
- ※ 緊急放送ですので、最大音量で放送されます。
- ※ 緊急地震速報は、震源が近い場合、揺れが来た後に放送される場合があります。

〈問い合わせ先〉総務課 ☎76-0201

八頭町の支援状況について

平成23年3月11日、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震が発生し、東北地方を中心とする東日本地域が甚大な被害を受けました。

亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様から御見舞いを申し上げます。

ここで、町民の皆様へ八頭町の支援状況をご報告します。

義 援 金

義援金については、町民の皆様をはじめ、中学校生徒会や保育所・小学校の保護者会、老人会、企業など多方面からのご協力をいただいております。

また、八頭町と交流を行っている韓国横城（フエンソン）郡の郡庁職員や議会議員、農協関係者などの皆様から、総額87万円の義援金が寄せられました。

受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地へお届けします。皆様の温かいご支援大変ありがとうございました。



被災地に向けて出発するトラック

救 援 物 資

3月17日、保存食や保存水、毛布など町が保管している災害備蓄品を被災地に向けて送らせていただきました。

また、3月18日から26日まで、町民の皆様方に救援物資の提供をお願いしたところ、多くの物資（左表のとおり）が届けられました。

受け付けた物資は、県を通して、宮城県石巻市などの被災地に送らせて

カップ麺	508個
インスタント麺	419個
乾パン	7個
飲料水など500ml	487本
飲料水など2ℓ	243本
生理用品	304個
粉ミルク	64個
幼児用紙おむつ	222袋
大人用紙おむつ	246袋
毛布	348枚

ていただきました。ご協力いただいた皆様本当にありがとうございました。

災 害 支 援

3月14日から19日まで、被災地の給水支援などを目的に職員4名とともに町の給水車が出動しました。岩手県田畑村で給水袋1千枚の配布、岩手県宮古市では給水車による給水活動と医療品等の配布を行いました。

また、鳥取県職員災害応援隊として、3月26日から4月1日まで、4月12日から4月21日まで、それぞれ2名の職員が参加し、避難所の運営支援等に従事しました。

今後も県と連携をとりながら、職員の災害支援隊はもとより、東日本大震災の支援を行っていきます。



岩手県宮古市で給水支援

お世話になります 区長さん

平成23年度の区長（自治会長）さんは次のとおりです。（敬称略）

郡		家		地		域	
行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名
姫路	吉田 英人	ドミールこおげ	大川 政文				
明辺	山本 勝治	福本	田中 泰光				
落岩	森本 秀浩	賀茂町	来田 茂				
山志谷	入江 清人	天王木	中塚 栄次				
麻生	石谷 正紀	さつきヶ丘	大久佐啓治				
福地	安部 正則	郡家東区	上田 俊一				
野町	北村 勝	郡家中区	八百谷昭宏				
覚王寺	庭崎 和政	郡家西区	山形 孝史				
東市場	山本 一仁	郡家北区	奥田 暁博				
市場	荒西 隆光	南ヶ丘	花木 憲正				
上津黒	衣笠 指凶	池田	池本 正勝				
下津黒	入川 富夫	久能寺	賀川 英広				
別府	衣笠 雅史	緑ヶ丘	岸本 裕二				
篠波	今井 光秋	煉塚	田口 英雄				
延命寺	田中 豊	さくら台	米田 達也				
上大坪	森岡 範男	万代寺	神戸 義人				
下大坪	加藤 敏雄	上万代寺	川口 秀仁				
奥山上	明治 良一	土師百井	三木 進				
口山上	今井 敏彦	土師百井二	森木 隆明				
上峰寺	荻原 晴雄	石田百井	深田 卓保				
下峰寺	廣畑 一夫	米岡	澤田 純一				
山田	岡垣 望	国中一区	宮田 秀明				
山路	湊口 民弥	国中二区	川本 静雄				
花原	尾島 勲	大門	細田 榮				
井古	西村 慎一	花	奥田 哲章				
稲荷	岸本 壽美	郡家殿	森本 超				
下坂	山根 頼博	市谷	下田 研嗣				
奥谷	福田 彰則	西御門	竹内 利雄				
下門尾	乾 保夫						
フローラル	富山 博司						
門尾	小谷 慶實						
堀越	徳永 喜己						
宝	藤田 明						
若葉	山崎 寛						
宮谷	高田 豊樹						
カーサこおげ	森田 光温						

船岡		地		域	
行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名
大江	田中 貞男	新庄	山本 寿幸		
下野	林 平十郎	丸山	藤田 博之		
橋本	安藤 尚敬	薬師	岸本 康明		
塩上	岸本 俊也	福井	垣田 凱臣		
水口	岸本 勇	隼福	東口 守夫		
船岡殿	山本 賢徳	上野上	西尾 良秋		
下町	鈴木 春男	上野	小川 利男		
坂町上	柏原 嘉勝	隼郡家	中尾 悟		
坂町下	大谷 耕象	見槻中	中尾 等		
上町	北尾 茂樹	西谷	山根 敏幸		
下濃	清水 信廣	見槻	見山 幸洋		
坂田	山本 武司	志子部	中山 浩一		
破岩	酒井 伸一				

八東		地		域	
行政区名	区長名	行政区名	区長名	行政区名	区長名
下日下部	木原 準一	小畑団地	朝倉 廣道		
上日下部	西川 史朗	三山口	山根喜代實		
安井宿	高原 一郎	鍛冶屋	尾崎 裕史		
桜ヶ丘	最上 敬一	竹市	井上 準一		
新興寺	藤田 信治	下徳丸	山崎 繁彦		
小別府	谷本 泉	上徳丸	徳松 春夫		
横田	下田 正	重枝	山根 昭二		
茂田	岸本 孝一	島	浅井 宏一		
才代一	竹尾 秋正	下南	山根 憲正		
才代二	川西 典雄	中南	石本 靖敏		
才代団地	井上 教行	南団地	竹市 文男		
東一	守部 尚史	上南	杉原ほさき		
東二	竹田 利則	北山	白岩 和典		
皆原	竹内 良一	富枝	山根 隆信		
岩渕	高橋 和彦	志谷	藤本 昇一		
三浦	倉見 明人	中	坂本 泉		
佐崎	藤原 直之	稗谷	岡田 孝明		
奥野	坂根 實豊	細見	新野 道明		
茂谷	坂本 順夫	日田	坂本 正通		
清徳	小松 裕	用呂	矢部 慶一		



行ってきまあ
韓国へ

行政派遣 研修生紹介

八頭町と韓国横城(フエンソン)郡は、平成17年12月に交流協定を締結し、様々な分野で交流しています。

交流事業の一環として行政研修生の相互派遣事業を行っています。

今年度は、平成24年2月14日(火)までの10カ月間、行政研修職員として、総務課中村孝子主任が派遣されました。

なお、今年度は横城郡からの派遣はありません。



総務課
中村 孝子

抱負：初めてのことでとまどうこともあるかもしれませんが、貴重な体験をさせていただく機会を与えてもらったことに感謝の意を忘れず、何事にも挑戦の気持ちでがんばってきたいと思っています。

また、新たな出会いを大切に、笑顔を絶やさずたくさんの人と交流してきたいと思っています。

八頭町

消防団役員名簿

平成23年4月1日付けで八頭町消防団役員の変更がありました。分団長以上の役員は次のとおりです。(敬称略)

	役職	氏名	所属
町全域	統括団長	林 憲 三	
	分団長	中 田 孔 明	役場分団
	隊長	竹 内 ゆづる	女性消防隊
郡家地区	団長	林 憲 三	
	副団長	安 藤 博 昭	
		松 本 伸 介	
	分団長	浦 林 雅 樹	第1分団
		森 田 俊 之	第2分団
井 上 正 人		第3分団	
船岡地区	団長	佐々木 憲 治	
	副団長	花 原 義 徳	
	分団長	徳 田 秀 行	第1分団
		奥 井 正 雄	第2分団
八東地区	団長	小 林 道 和	
	副団長	中 村 信 行	
		花 木 和 男	
	分団長	花 木 陽 一 郎	第1分団
		矢 部 雅 彦	第2分団
中 村 勝 徳		第3分団	

役場人事異動のお知らせ

<課長級>		(平成23年4月1日付)
総務課主査	西尾 哲夫	(船岡支所産業建設課課長補佐)
関西事務所所長	中嶋 智紀	(産業観光課主査)
税務課課長	岩見 一郎	(総務課主査)
地域包括支援センター所長	橋本 隆	(福祉環境課課長補佐)
産業観光課参事	矢部 雅彦	(関西事務所所長)
船岡支所長兼船岡支所産業建設課長	山根 祐一	(船岡支所住民課課長)
船岡支所住民課課長	木原 伸広	(船岡支所産業建設課課長補佐)
八東学校給食共同調理場所長	中村 文子	(議会事務局局長補佐)
国中保育所所長	山辺 明美	(大御門保育所所長)
大御門保育所所長	上田ひとみ	(たから保育所所長補佐)
安部保育所所長	西川 直子	(船岡保育所所長補佐)
<課長補佐級>		(平成23年4月1日付)
建設課課長補佐	高橋 和彦	(八東支所住民課課長補佐)
船岡支所産業建設課課長補佐	歳岡 誠司	(産業観光課課長補佐)
船岡支所産業建設課課長補佐	植田 和夫	(総務課課長補佐)
八東支所住民課課長補佐	岡 満	(建設課課長補佐)
中私都保育所所長補佐	山本 敬子	(郡家保育所所長補佐)
下私都保育所所長補佐	有本 紀子	(国中保育所係長)
たから保育所所長補佐	山本 和子	(安部保育所係長)
郡家保育所所長補佐	棕田美枝子	(中私都保育所所長補佐)

船岡保育所所長補佐	谷本 里子	(郡家保育所係長)
船岡保育所現業主幹	山田 寿子	(郡家保育所現業主幹)
<派 遣>		(平成23年4月15日付)
韓国横城郡(総務課付)	中村 孝子	
<新規採用>		(平成23年4月1日付)
福祉環境課主事	花原 由里子	
地域包括支援センター社会福祉士	植島 真美	
地域包括支援センター社会福祉士	安部 瑛子	
<退 職>		(平成23年3月31日付)
山根 貴和	(船岡支所長兼船岡支所産業建設課課長)	
岸本 博伸	(税務課課長)	
山根 睦子	(国中保育所所長)	
猪口 悦子	(安部保育所所長)	
橋本 咲枝	(八東学校給食共同調理場所長)	
矢部 義明	(地籍調査課課長補佐)	
山田真由美	(下私都保育所所長補佐)	
山本 紀幸	(船岡支所住民課係長)	
保田 公範	(八東学校給食共同調理場現業主幹)	

- ・()内は前任。
- ・紙面の都合により、係長以下の異動は省略しています。

光ケーブル Q & A 15

◆光ケーブルについてシリーズでお伝えします

Q60 八頭町内に住居を新築し、町外から転入してきました。光ケーブルの引き込みをお願いしたいのですが、工事の内容、負担金などを教えてください。

防災行政無線戸別受信機 (告知端末)

八頭町では、防災行政無線戸別受信機(告知端末)を各家庭に設置し、災害時の緊急放送(防災やずちよう)や行政からのお知らせ(広報やずちよう)を定時に放送しています。

この放送は、無線と光ケーブル(有線)で同時に流し、通常は光ケーブルを優先して受信することで、天候に左右されることなくクリアな音声で安定しています。

また、地震、火災などで光ケーブルが切断された時は自動で無線受信に切り替わり、放送が流れるシステムです。

セットの基本工事は負担金なし

以上のことから町は、防災行政無線戸別受信機(告知端末)と光ケーブルの接続をセットで設置しています。

この場合、電柱から光ケーブルを引き込み、防災行政無線戸別受信機(告知端末)に接続する一連の工事の基本部分(上限13万円)を町が無償(支柱を立てるなど特別な工事費は別)で行います。

光インターネットなど

光インターネット・光電話を希望される方は、NTTと契約すれば有償(月額使用料等)で利用できます。

※今回は、防災行政無線戸別受信機(告知端末)と光ケーブルの接続をセットで紹介しました。その他の例は、次号で紹介します。

《ACTV八頭放送局が開局》

4月1日にACTV八頭放送局が開局しました。ケーブルテレビにご加入のご家庭では地上デジタル放送6波、BS11波とスカパー!e2、ラジオ6波の視聴ができるようになりました。

また、地上デジタル11チャンネルでは、コミュニティーチャンネルがスタートし、八頭町からのお知らせや「船岡保育所訪問」、「安井宿春祭り」など町内での行事のレポート、催事の案内などの放送が始まっています。

アナログ放送停波まで2カ月余 本申込みをお急ぎ下さい

本年7月24日のアナログ放送終了まで2カ月余となりました。現在、ACTVが委託した電器店が申込みのあったご家庭にお伺いして順次宅内工事を進めています。遅れているご家庭もありますがご協力をいただきますようお願いいたします。

ACTVでは昨年8月、仮申込みをいただいたご家庭に本申込書一式をお送りしています。しかしながらまだ本申込書のご返送をいただいていないご家庭があります。

アナログ停波が迫っています。本申込書の返送がないご家庭は工事が出来ません。至急ご返送をお願いします。ご不明の点があれば、ACTVまでお問い合わせ下さい。

「スカパー!e2」まもなく放送開始 加入手数料3,000円相当をバック

ACTVでは5月中旬に「スカパー!e2」の放送をスタートします。ケーブルテレビご加入のご家庭で視聴が出来るようになります。

「スカパー!e2」の視聴料は、ケーブルテレビ利用料とは別に月額基本料410円と、お選びいただいたチャンネルバックセットの料金や番組ごとの月額視聴料が口座振替で引き落とされます。初回のみ加入手数料2,940円が必要です。

ACTVでは、いま「スカパー!e2申込書」をACTVにお送りいただいたお客様に限り、初回手数料相当の商品券を後日お届け致します。ご希望のお客様はACTVまでご連絡下さい。申込書をお送り致します。

お問い合わせ・お申し込み先 全関西ケーブルテレビジョン ACTV ☎ 0120-968-138

まちの話題

話題・情報は、企画課へ

TEL 76-0203 FAX 73-0414
eメール yazu-kouhou@town.yazu.tottori.jp

おめでとうございます
百歳を迎えられました

八頭町では、満百歳を迎えられた方をお祝いする長寿表彰をおこなっています。

このたび3月29日に井尻喜美さん（日田）が満百歳を迎えられ、町長より寿詞などの贈呈を受けられました。

これからもお元気にお過ごしください。



100歳を迎えられた井尻喜美さん（右）

安井宿の春祭り



安井宿の麒麟獅子舞

4月3日（日）、安井宿地内で「安井宿の春祭り」が行われ、安井宿青年団が、太鼓と笛の演奏に合わせ、やや小ぶりの獅子頭を豪快に振りかぶり、軽快で大きな動きの麒麟獅子舞を約100戸ある氏子の家で「門付」して回りました。

途中、無病息災を願い、獅子に頭部をかんでもらう老若男女の姿や狸や猩々をまねた「にわか猩々」などが、悲鳴をあげながら逃げ回る子どもたちを家の中まで入って追いかける姿も随所で見受けられました。

春を満喫！

丹比保育所

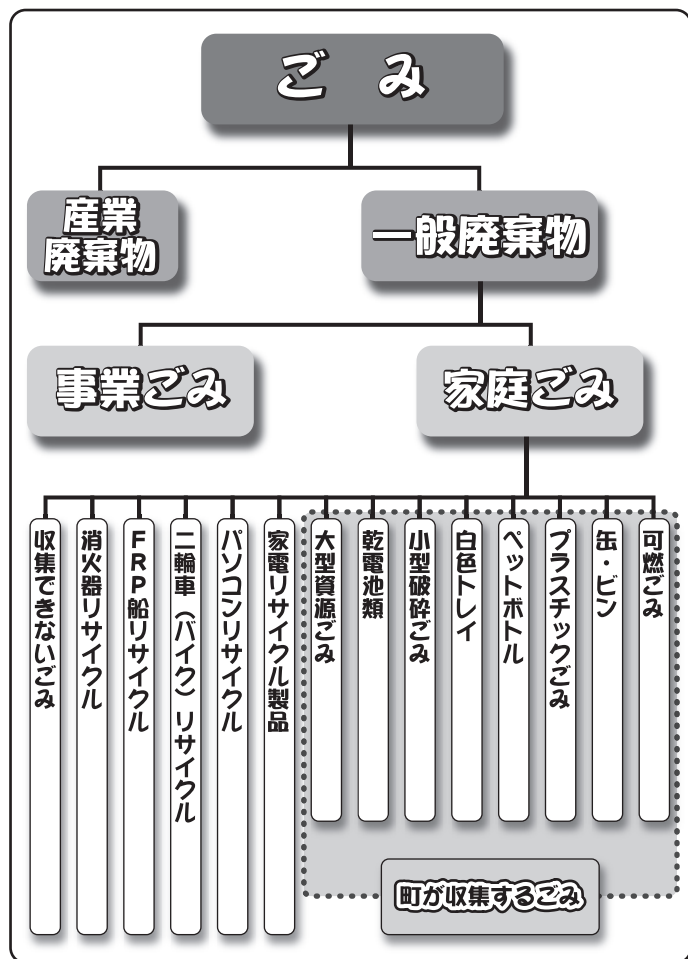
4月18日（月）、丹比保育所の年長と年中の園児27人が園外保育で1.5km離れた八東総合運動公園まで徒歩でお出かけしました。

運動公園に到着した園児たちは、桜並木を散策し、高台で休憩しながら満開の桜を楽しみました。

時折、桜吹雪の舞う中、公園内のローラー滑り台を中心に追いかけて、先生と一緒に滑り台に乗って、楽しいひとときを過ごしました。



満開の桜を楽しむ園児たち



八頭町では、家庭ごみのうち大きく分けて、8種類のごみ（左表の点線枠内）を収集します。ごみは正しく分別して、平成23年度「八頭町ごみ収集カレンダー」で収集日を確認し、当日の午前8時30分までに出してください。

ごみを出すときは正しく分別

「家庭ごみの分別と出し方手引き」を確認

詳しくは、先月の広報と同時に「家庭ごみ」の分別と出し方手引きをご覧ください。



福祉環境課からのお知らせ

問合せ先
 福祉環境課 847276-0205
 船岡支所住民課 10044
 八東支所住民課 11220

第19回 “ごみの少ないライフスタイルを考えよう！” リサイクルフェスティバル

とき 6月5日(日)10:00~15:00 雨天決行
ところ リファーレンいなば (鳥取市伏野2220)

☆アンケート記入者にトイレットペーパープレゼント
 天ぷら油が燃料のシャトルバスが走ります。

■特別催しもの
 ★ハーモニカ演奏
 ★愛と勇気のエコレンジャー ほか

■白兔うさぎ焼き出張販売
 ■リサイクルマーケット
 ★30店舗・出店料500円、1人1区画、先着順 (小中高生・業者の方出店不可)
 ★受付期間 5/10(火)~5/17(火) (5/16(月)は休刊日)

■傘の骨直し (※包丁研ぎはありません)
 ■いなばコンポ特売 1袋150円(税込)
 ■アルミ缶・紙パック交換コーナー
 など楽しい催し物が盛りだくさん、ご家族そろってご参加ください。

■問い合わせ先
 リファーレンいなば ☎0857-59-6026

狂犬病予防注射補足のお知らせ

狂犬病予防注射は、生後3カ月以上の犬に毎年必ず受けさせなければなりません。今年度の最後の集合注射を下記により行いますので、未接種の場合は今回の補足注射を受けさせてください。


○注射日程 6月5日(日)

八東支所	船岡支所	郡家保健センター
10:10~10:25	10:45~11:05	11:20~11:40

○手数料 登録済の犬 2,950円
 未登録の犬 5,950円

飼い犬の死亡や住所変更などがあった場合、または動物病院で予防注射を受けた場合は、獣医師が発行する狂犬病予防注射済証明書を持って福祉環境課、または各支所住民生活課へおいでください。予防注射済票を交付(手数料550円)します。詳しくは、福祉環境課 (☎76-0205)・船岡支所住民課 (☎72-0044)・八東支所住民課 (☎84-1222) へお問い合わせください。





災害は避けることができません だからこそ 備えが大切

— 災害時要援護者登録のお願い —

わが国はいま、世界に例のない速度で「高齢化」と「少子化」が進むなかで、家族構成もひとり世帯と夫婦のみの世帯が過半数という「核家族化」も同時に進行しています。こうした変化は、家族や身内、或いは地域での支え合いの低下を招き、「虐待」や「孤立・ひきこもり」、「自殺」といった問題に加え、「孤立死」や「無縁死」といった新たな課題をも引き起こしています。

こうしたなか、近年、大規模な自然災害が各地で発生し、その際、ひとり暮らし高齢者や身体的にハンデのある方など災害時に自力で避難できない「災害時要援護者」の方々が犠牲となるケースが相次いでいることから、災害時要援護者の避難支援が大きな課題となっています。

国が平成18年に示したガイドラインでは、日常における「福祉」＝見守りネットワークと「防災」とが連携することの必要性、重要性が指摘されています。

そのため本町では、平成19年度より、町社会福祉協議会の独居高齢者等要援護者の見守りネットワーク（こだまネットワーク）と連携して「災害時要援護者登録制度」を立ち上げました。

現在までに、ひとり暮らし高齢者を中心に527人の方々が登録を申請しておられ、昨年夏の猛暑、今年の豪雪時には登録台帳をもとに、区長・自治会長、民生委員、福祉推進員、愛の輪協力員など地域支援者の皆さんの協力で安否確認等の支援活動を行っています。

日常の見守りや災害時において支援が必要な方は、登録を申請していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先（申請書提出先）

役場福祉環境課（☎76-0211）・保健課（☎72-3566）・地域包括支援センター（☎72-3572）
町社会福祉協議会本所（☎72-6210）・船岡支所（☎73-0672）・八東支所（☎84-2210）

保健センターだより

連絡先

郡家保健センター	TEL 72-3566	FAX 72-3565
介護保険係	TEL 72-3555	FAX 72-3565
地域包括支援センター	TEL 72-3572	FAX 72-3565
船岡保健センター	TEL 73-0670	FAX 73-0741
八東保健センター	TEL 84-1234	FAX 84-1235

八頭町特定不妊治療費助成金 交付事業のお知らせ

県の制度に上乗せ助成

八頭町では今年4月から子育て支援の一環として、特定不妊治療を受けておられる方に治療費の一部を鳥取県の制度に上乗せして助成を行います。

【対象となる方】

- ・特定不妊治療を受けられた戸籍上婚姻している夫婦。
- ・「鳥取県特定不妊治療費助成金交付事業」の交付決定を受けた方。
- ・申請時に夫婦のいずれかが八頭町に住所を有し、また1年以上居住されている方。

【対象となる治療】

平成23年4月1日以降に終了した特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)。

【助成内容】

1回5万円を限度。ただし、県助成金を控除した額が5万円に満たな

い場合はその額。1年度あたり2回まで(県の交付が初年度の方は3回)を通算5か年度助成。

【申請方法】

次のものをご持参の上、郡家保健センターへ提出してください。

- ①鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書(原本)
 - ②特定不妊治療に係る領収書(県の申請に添付したもの)
 - ③印鑑・振込先の分かるもの
- 特定不妊治療費助成金交付事業に関するお問い合わせ・申請窓口

郡家保健センター ☎72-3566
鳥取県特定不妊治療費助成金交付事業に関するお問い合わせ・申請窓口
東部総合事務所福祉保健局健康支援課健康づくり支援班(鳥取保健所) ☎(0857)22-5695

八頭町障がい者医療費助成制度

【受給資格者】

身体障害者手帳1級から5級をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方及び精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方

※ 右記の手帳をお持ちの方でも、次の方は対象外です。

- ・戦傷病者特別保護法により戦傷病者手帳の交付を受けた方
- ・生活保護法により保護を受けている方
- ・特別医療費助成制度の受給者

【助成の方法】

医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院、医院若しくは薬局等の発行する被保険者等の支払った医療費の領収書に基づいて給付します。

レシートの場合は、必ず八頭町指定の領収書に記入していただくようお願いいたします。

【助成の対象とならないもの】

例：文書料(診断書料)、入院中の食事代、差額ベッド代、容器代、病衣代、予防接種等

【給付の開始】

障害者手帳の交付を受けた月の初日(1日)から

【助成割合】

世帯の課税状況及び本人の所得状況により、月額負担上限額、助成内容が異なります。

【医療費の支給】

診療された月の2か月後以降に指定口座へ振込又は会計窓口においてお支払いいたしますが、事前に支払決定通知書により支払日等をお知らせします。(高額療養費確認後)

【申請に必要な書類等】

- ・印鑑
- ・領収書
- ・保険証の写し
- ・障害手帳の写し
- ・医療費に対する還付(高額療養費)があるときは、支給内容のわかるもの

※ 助成資格内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。

詳しくは、各保健センターにお問い合わせください。

緊急通報装置の貸与について



八頭町では、ひとり暮らしの状況にある高齢者等に対し、急病や災害時等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、「緊急通報装置」を貸与しています。

緊急通報装置とは、緊急事態が発生した場合、装置に付いているボタンやペンダント型のスイッチを押すと、あらかじめ登録している協力員等が通報者の状況を確認するというものです。

取り付け工事に負担はありませんが、通常の電話料金、その他維持管理等に要する費用は自己負担となります。

詳しくは各保健センター又は地域包括支援センターまでご相談ください。

ウォーキング教室のご案内

日 時	5月14日(土) 10:00~11:30
会 場	船岡トレーニングセンターゲートボール場
内 容	講習・実技指導

申し込み締め切り 5月11日(水)

申し込み先 郡家保健センター ☎72-3566

こんにちは

地域包括支援センターです

八頭町地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活が続けられるように支援を行う機関です。

介護予防をお手伝いします

介護保険の申請で要支援1・2と認定されサービスを利用したい方、また、介護保険の申請はしていないが、身体の機能に低下がみられる方などの介護予防サービス・支援計画書等の作成や相談に応じます。

高齢者のみなさんの権利を守ります

虐待防止や虐待の早期発見などで、高齢者の権利擁護に必要な援助を行います。

高齢者の介護相談等を受けます

介護に関する相談や生活に関することなど、高齢者の生活全般に関する相談に対応し、適切な機関等につなぎ、つないだ後も支援をしていきます。

適切なサービスを提供できるように支援します

高齢者が暮らしやすい地域づくりのために関係機関と連携をとります。また、地域の介護支援専門員の支援などを行います。

平成23年5月の保健事業

日 曜日	内 容	時 間	場 所	対 象
9 月	一般健康相談	9:30~10:30	八東保健センター	一般
10 火	ゆるやか体操教室	14:00~15:00	八東保健センター	一般
12 木	水中運動教室	10:45~11:30	八東保健センター	一般
	3歳児健診	受付 12:30~12:45	郡家保健センター	H20.3.18~H20.5.12生まれ
14 土	ウォーキング教室	10:00~11:30	船岡トレーニングセンターゲートボール場	一般
16 月	一般健康相談	9:30~10:30	郡家保健センター	一般
	こころの健康相談	9:30~10:30	郡家保健センター	一般
17 火	ゆるやか体操教室	10:45~11:45	船岡保健センター	一般
18 水	さわやか体操教室	10:45~11:45	郡家保健センター	一般
19 木	水中運動教室	10:45~11:30	八東保健センター	一般
20 金	育児相談	13:30~15:30	郡家保健センター	乳幼児
23 月	一般健康相談	9:30~10:30	船岡保健センター	一般
24 火	ゆるやか体操教室	10:45~11:45	郡家保健センター	一般
25 水	幼児食講習会	受付 10:00~10:15	郡家保健センター	H22.2.1~H22.5.1生まれ
26 木	水中運動教室	10:45~11:30	八東保健センター	一般
	5歳児健診	12:50~	郡家保健センター	H18.4.2~H18.5.24生まれ
31 火	離乳食講習会	受付 9:15~9:30	郡家保健センター	H22.12.5~H23.1.16生まれ

りんぽかん だより

「みんなで学ぼう人権塾」

―平成22年度隣保館事業について―

八東隣保館では、一人ひとりの人権の大切さを多くの方に知って頂き人権感覚を磨いて頂くよう平成22年度に人権塾を4回開催しました。

第1回 人権塾

第1回人権塾は、9月30日（木）に副町長 井山愛治さんの「輝くまちづくりのための私たちの役割」と題して講演を開催し、「同対審査申の後、ハード事業は着実に成果があがっているが、ソフト事業は多くの問題が山積みされております。その問題を妨げる社会意識の混迷化や生活格差、雇用の衰退など多くの課題があります。平成27年度までに町民一人ひとりが主体となつて差別を解消するように向かつていかなければなりません。そのためには、行政職員はもとより町

民一人ひとりが人権感覚を養うことや、地区同推協の充実、社会問題に対する組織の結成、など多方面にわたります。」と話されました。

第2回 人権塾

第2回人権塾は、10月15日（金）に、森木正一さんの「人権のたねまき共に生きる」と題して開催し、「子どもの結婚、江口いとさんの話、家族の絆などのことを話された後、最後に福祉（ふくし）の㊦はふつうの㊧はくらしが ㊨はしあわせに送れる よう援助することを福祉（ふくし）と言います。私たちは尊い命をどう生かすかあるいはどう守るか皆で考えなくてはいけない。」と話されました。

第3回 人権塾

第3回人権塾は、11月2日（火）に、橋本智洋さんに「ふるさとに生まれふるさとに生きる」と題して開催し、「自分の生まれ育つたふるさと（被差別部落）について、もがき苦しんだ葛藤の様子、いつまでも残っている差別意識など話され、話の合間に自作曲をギターで弾きながら歌われました。最後にたくさんの人と出会う中で自分自身がいろんなことを振り返り気づくことが大切でありました。」と話されました。

第4回 人権塾

第4回人権塾は、11月25日（木）に部落解放同盟鳥取県連合会書記長 徳田考重さんに「今後の同和教育」と題して開催し、「小学校の同和教育を機にいつも差別から逃げていた自分を変革し、差別に立ち向かつていく自分が全面に出てきた。現在は、同和教育の



昨年度の様子

「差別の現実から深く学ぶ」ことがマイナスイメージのすりこみのように思えるが、今後は、差別に向かつていく強さや優しさ暖かさのプラスイメージの同和教育にしてほしい。そして、自分自身が今までどのように生きてきたのか、これからのような生き方をするのか自身に問うことが大切でありました。」と話されました。

昨年同様今年も人権塾を開催し、みなさんと一緒に学び学習していきたくて考えております。

みなさんから講演の内容や講師の方のご要望やご意見がありましたら、八東隣保館までご連絡ください。

「福祉の充実を目指して」



福祉推進員
岡島 友子

このたび福祉推進員として勤務させて頂く岡島友子です。よろしくお願いします。

私達は誰もが多くの人と関わりの中で生活し、生かされています。

私ごとですが、ハローワークで職業相談員として相談業務を八年、その後ヘルパーとして訪問業務を五年させて頂きました。

ややもすれば、自分の思いや考えが先行しがちならしい？私は、この間に色々な事に気付かされ、学ばせて頂きました。

どちらも一人のひと（個人）と向き合う仕事でしたから「聞くに早く、語るに遅く」とあるように傾聴すること、耳と心を傾けしつかりと相手の思いを聴くこ

この大切さを直に感じる事ができました。

文化センターは、地域の人達の思いを聴き、一緒に考え、応えていくところであり、人権啓発の場だと思います。今まで体験した事や気付かされた事を生かし

て、福祉推進員として何が出来たのか、何をすべきか考え、取り組んでいきたいと思えます。

所長をはじめ職員の皆さんに助けて頂き、地域とのつながりを大切に、皆さんから気楽に声をかけて頂けるように頑張りたいと思えますのでよろしくお願いします。

人と人とのつながりを



郡家隣保館
館長 宮田 玲子

このたび、郡家隣保館でお世話になることになりました宮田玲子です。よろしくお願いします。

今年の冬は雪が続き、ことのほか春の訪れが待たれる頃、未曾有の東日本大震災が報道されました。

家屋の倒壊ばかりか死者や行方不明者も多く、さらに原発の問題が追い打ちをかけるかのように毎日報じられ、日本列島は大きな不安に押し包まれています。

その震災関係の話ですが、先日次のようなニュースを見ました。「隣は何をする人ぞ」的な感覚の多い都会の人たちが、今回の震災をきっかけに町ですれ違った人たちに話しかけることが増えているというこ

とで、避難所で過ごす人たちの助け合う姿を見て、自分たちはこれでいいのかと、声をかけ合うことの大切さを感じ始めたという内容でした。

私自身も、以前、学校で同和教育主任として活動するようになってから人と関わるこの大切さを痛感するようになりました。

たくさんの方と知り合うつながり合っていることを嬉しく思う日が多くなりました。また、どんな活動も、人と人とのつながりなくして進めていくことは不可能です。隣保館活動はもちろん、人権啓発活動もそうです。

地域の皆様にたくさん利用していただき、町民がつながり合っているような隣保館であるよう頑張りますので、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

文化センターで、新しく図書を購入しました

- ① ハートで挑戦！自己解放への道
- ② いつの日にか帰らん
- ③ 島が動いた
- ④ 部落問題学習の授業ネタ
- ⑤ 解放教育No.508
- ⑥ 米中逆転 なぜ世界は多極化するのか？
- ⑦ 日本の新現代史をどう見るか
- ⑧ 橋はかかる
- ⑨ 部落に生きる 部落と出会う
- ⑩ DV・被害者のなかの殺意 ネット依頼殺人の真実
- ⑪ 愚の力
- ⑫ 明日を生きる
- ⑬ いじめをなくし、心をつなぐ一友達づくりのスキルをー
- ⑭ ビジュアル部落史
- ⑮ ポロを着た王子様



他にも多数ありますのでご利用ください。

公民館だより

連絡先

郡家公民館 ☎72-3113
 船岡公民館 ☎72-0085
 八東公民館 ☎84-3001

船岡公民館

地区公民館館長・ 主事の異動

済美地区公民館館長が山本貞夫さん（船岡殿）から堀場俊一さん（塩上）に、船岡地区公民館主事が池本秀行さん（上町）になりました。



船岡地区公民館
主事 池本秀行さん



済美地区公民館
館長 堀場俊一さん

子どもシアター

★5月21日(土)
10:00～12:00

◎トムとジェリー
Vol.3より

◎名探偵コナン
「天空の難破船」

みんな見に来てね！

「船岡山野草展」開催のお知らせ

船岡山野草同好会では、次の日程で「山野草展」を開催します。皆様お誘い合わせの上多数ご来館ください。なお、期間中、即売会も予定しています。

日時 5月14日(土) 9時～17時
5月15日(日) 9時～16時

場所 船岡公民館 大集会室

パソコン講座受講生募集

船岡公民館では町民一般の方を対象に、ワード、エクセル、メールのパソコン講座を次の日程で開催します。

ワード 6月21・23・28・30日

エクセル 7月5・7・12・14・19・21日

メール 7月26・28日

開催時間はいずれも午後7時から2時間程度。受講料は無料です。各講座の募集人員は18名で先着順とさせていただきます。

希望される方は、5月31日(火)までに船岡公民館へお申し込みください。

公民館活動グループ紹介

船岡公民館

郡家公民館

11

「船岡太極拳教室」

介護予防事業として社会福祉協議会が催す太極拳教室が、開講10年目を迎え受講生も多数となり、ここ船岡公民館を会場に教室を始めて2年が経ちます。指体操、手足の筋力を付ける準備運動に始まりゆっくりとした太極気功と精神集中の中、身体が徐々に温まって、汗をかくほどです。

講師に鎌谷幸栄先生を迎え受講生の方たちと和気あいあいの中、「自分の健康は自分で造る」を合言葉に日々精進しています。



ひまわりコーラスグループ

私達のグループは平成8年の「鳥取県農山漁村生活改善実行グループ連絡協議会結成30周年記念大会」のオープニングにコーラスを歌った事から始まって約15年を迎えようとしています。最初はグループ員だけの会員でしたが、今は歌に興味のある方なら誰でも入会出来ます。

現在、会員数22名、郡家公民館で月の第2、第4水曜日の午前10時～12時まで練習しております。

梨花ホールで開催される100曲マラソンに出演する事を1つの目標として地味ながら月に2回の練習をとっても楽しみにしている私達です。



地区公民館館長・
主事の異動

平成23年4月1日付

任期満了に伴い、次のとおり異動がありましたので、お知らせします。
丹比地区公民館館長が小谷知哉さん(日田)から大平一郎さん(用呂)、八東地区公民館主事が花木八千代さん(才代)から中野 梢さん(茂田)、安部地区公民館主事が木原睦子さん(下日下部)から西川喜久江さん(上日下部)にかわりました。



安部地区公民館
主事 西川喜久江さん



八東地区公民館
主事 中野 梢さん



丹比地区公民館
館長 大平一郎さん

体質改善教室生徒募集

ヨガで体のバランスを整え、簡単なエアロビクスでさわやかな汗を流す体質改善講座を開催します。

開催日 5月28日(土)

6月4・11・18・25日(土)

時間 午後7時30分～午後9時

場所 八東公民館

講師 フィットネスJ a ー ん ぐ る

参加費 無料

定員 20名程度

(申込者多数の場合は抽選)

申込期限 5月20日(金)

申込先 八東公民館

バードウォッチング参加者募集

八東地区公民館

開催日 5月22日(日)

時間 午前8時(八東公民館)

場所 八東ふるさとの森

参加費 無料

申込期限 5月17日(火)

申込先 八東地区公民館
(☎84-3001)

こどもシアター

★5月22日(日)
10:00～10:50

◎ブーさんといっしょ
「ダービのヒイタチさがし」
「きたるディガーのしまよう」

◎一休さん
「お説教とがまんくらべ」

地区公民館館長・
主事の異動

平成23年4月1日付

任期満了に伴い、次のとおり異動がありましたので、お知らせします。
郡家東地区公民館館長が田中省吾さん(上津黒)から清水誠太郎さん(下坂)、郡家東地区公民館主事が岸本葉子さん(稲荷)から川口美智代さん(野町)、郡家西地区公民館主事が壹岐恵美子さん(郡家西)から細田昌代さん(花)にかわりました。



郡家西地区公民館
主事 細田昌代さん



郡家東地区公民館
主事 川口美智代さん



郡家東地区公民館
館長 清水誠太郎さん

洋ランの育て方教室・洋ラン展開催



洋ラン展

3月19日(土)に「洋ランの育て方教室」、18日(金)から20日(日)まで「洋ラン展」を郡家公民館で開催しました。

洋ランの育て方教室は、講師の桜本武さんに洋ランの育て方のポイントを教えていただきました。洋ラン展にはおよそ40鉢が展示され、見事に咲いた洋ランを、見学者は感心した様子で見学していました。

こどもシアター

★5月8日(日)
10:00～11:55

◎映画ドラえもん
「のび太の新魔界大冒険～7人の魔法使い～」

魔法の世界で大冒険。
みんな見に来てね。

みんなの 図書館(室)

郡家図書館 八頭町宮谷256-4 ☎(0858)72-6660
 船岡図書室 八頭町船岡539-1 ☎(0858)72-3970
 八東図書室 八頭町北山48-1 ☎(0858)84-6622
<http://library.town.yazu.tottori.jp/>
 携帯電話からの本の検索・予約はこちら



読み聞かせボランティア講座 第1回

日時 5月21日(土)
 午後2:00~3:30

場所 郡家保健センター

*お申し込みは各図書館・図書室まで
 (電話・FAX・メールでの申し込みも
 可能です)

*託児サービスあり。

新しく入った本

*他館所蔵のものはお取り寄せできます。
 *貸出中の場合はご予約ください。
 (インターネットからも予約ができます)

郡家図書館

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 日本の覚悟 | 櫻井よしこ |
| 2 暮らしのヒント集 | 暮らしの手帖編集部 |
| 3 波濤の牙 | 今野 敏 |
| 4 花桃実桃 | 中島 京子 |
| 5 花埋み | 渡辺 淳一 |
| 6 仄めく灯とひた走れ | 結城 光流 |

船岡図書室

- | | |
|---------------------|-------|
| 1 飛水 | 高樹のぶ子 |
| 2 634 (ムサン) | 片岡 弘 |
| 3 小夜しぐれ (みをつくし料理帖5) | 高田 郁 |
| 4 ひとり膳 (料理人季蔵捕物控11) | 和田はつ子 |
| 5 三人羽織 (梟与力吟味帳10) | 井川香四郎 |
| 6 羽州ものがたり | 菅野 雪虫 |

八東図書室

- | | |
|--------------------|------------|
| 1 沈黙入門 | 小池龍之介 |
| 2 およのの恋 (定町廻り捕物帖1) | 荒崎 一海 |
| 3 けんか嵐 (暴れ旗本八代目1) | 井川香四郎 |
| 4 メグとセロン 6 | 時雨沢恵一 |
| 5 クリスタルエッジ 決戦・全日本へ | 風野 潮 |
| 6 ニーベルンゲンの宝 | グスターフ・シャルク |

こどもの読書週間おはなし会

日時 5月8日(日)
 午後3:00~4:00

場所 八東図書室
 2階 婦人研修室

内容 大型絵本の読み聞かせ、紙芝居など

八東図書室では、4/23(土)~5/12(木)の「こどもの読書週間」にちなんで、通常より時間と内容を拡大しておはなし会を開催します。

今年の標語は「友だち100冊つくるんだ」。みんなで一緒に、おはなしの世界であそびませんか?
 ※年齢制限はありません。お気軽にご参加ください。(無料)

お知らせ

町内3館の図書館・図書室は、蔵書点検のため5/30(月)~6/3(金)までお休みさせていただきます。

利用者の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 上記期間中は、本の貸し出しができません。
- お返しになる本は、各館(室)の、玄関横にある返却ポストに入れてください。
- 返却期限の過ぎている本は、お早めにご返却ください。

5月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

休館日 開館時間 10:00~18:00

おはなし会 ※申込不要・大人も入れます

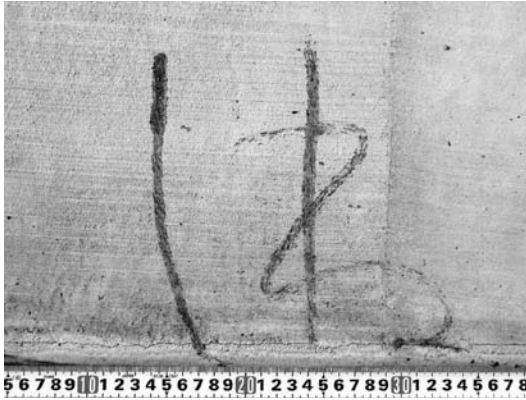
	郡家図書館	船岡図書室	八東図書室
日にち	5月14日(土)	5月25日(水)	5月8日(日)
時間	10:30~11:00 15:30~16:00	16:00~16:30	15:00~16:00 5月25日(水) 16:00~16:30

差別落書きは犯罪行為です

個人を誹謗中傷したり、差別問題に関する落書きは、一方的に相手をおとしめる、卑劣で悪質な人権侵害であり、軽犯罪法や刑法（器物損壊罪）によって罰せられる行為です。

落書きをした者は、不満や怒りをぶつけたのかもしれませんが、そのことが、どんなに多くの人々を不幸にしているのか、考える必要があります。

鉛筆などで書かれた落書きは、消すことができますが、人の心の中に書かれた落書きはなかなか消えません。心の苦しみや悲しみを消すには



公共施設内に書かれた「しね」の落書き

多くの時間や努力が必要になります。まして、落書きは、書いた人に反論も話し合いもできない一方的なもので、多くの苦しみや怒りをもたらす、人の心を深く傷つけます。

落書きは、街の汚れであるばかりでなく、心の汚れとも言えるのではないのでしょうか。

一方、最近の情報化社会の進展に伴って、一瞬にして不特定多数に伝わってしまうインターネットを使った差別的な書き込みなども発生しており、新たな人権問題として深刻になってきています。

差別落書きやインターネット上の差別的な書き込みの被害にあつたら、一人で考えないで、家族や地域のみなさんと共に、対処していくことが大切です。

みんなが人権を尊重し合って町から落書きを無くし、差別や犯罪の無い明るく住み良い地域社会をつくりたいものです。

差別落書きを発見した場合は、落書きを消さないで、速やかに役場人権推進課（船岡庁舎） ☎ 72-1397 へ連絡してください。



シリーズ第13巻「部落の心伝えたい」

おやこ 「母娘で問うた部落差別」

～坂田かおり・愛梨・瑠梨～

今回は、啓発ビデオを紹介します。



母娘で講演

鳥取県米子を拠点に西日本で幅広く活動する坂田かおりさん。愛梨さん瑠梨さんとの母娘講演が今大きな反響を呼んでいる。実体験をもとに、部落差別をはじめ、あらゆる差別にNO！を



出逢いの中から見えるもの

心臓移植を待つ少年、就職に悩む在日コリアン、父子家庭、結婚差別、外国人問題、性同一性障害…隣保館の相談員として多忙な日々を生きる。

いのち輝いて生きる

出産後、部落出身を隠して生きた数年間…保育所でのダウン症・脳性マヒの母子との出会いが転機となり、二度目の部落民宣言を。



その他にも啓発ビデオの貸出をしていますので地域の行事や職場の研修でご利用ください。

【お問い合わせ先】八頭町役場 船岡庁舎 人権推進課 電話 72-3976・ファックス 73-0290

展示会場に誘い込んで商品を販売する

「展示会商法」



八頭町では、消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、今年度、弁護士による消費生活に関する「無料相談」5回、啓発活動として「消費生活相談シリーズ」を隔月に掲載します。

相談事例

呉服店から旅行の招待を受けました。格安の料金でしたので参加しました。ところが、旅行先では観光地めぐりはほとんどなく着物の展示会に連れて行かれ、そこで多くの時間を過ごすことになりました。

もちろん私は着物を買う気などなかったのですが、展示会場内では靴を取り上げられ店から自由に出られない状態にされた上、狭い部屋の中で販売員3人に取り囲まれ、次々と反物を見せられ、長時間にわたって購入を勧められました。

私は「年金暮らしなので高価な着物の代金など払えない。帰りたい。」と断りました。しかし、販売員は「あなたの年金でも月額3万円の分割払いなら払えるはずだ。クレジッ

トを組みましよう。」とその場で電卓を叩いて執拗に勧誘してきます。

私はそれでも購入を断りました。しかし、狭い部屋で販売員3人に両脇を固められその場を離れることが困難な状況でしたし、靴も取り上げられておりましたので購入しないと店から出してもらえない状況でした。

長時間にわたってこのような状況に置かれ疲れ果てた私はただ店から出たい一心で180万円もする着物を購入してしまいました。しかも、家に帰って袖を通してみると、サイ

弁護士による「消費生活無料相談」

日時	6月1日(水) 午後1時30分～午後4時
会場	郡家公民館
相談者	いなば総合法律事務所 上田雅穂 弁護士
対象	町民一般
その他	相談には予約が必要です。
予約・問い合わせ先	企画課 ☎76-0203

ズもあっておりませんでした。非常に腹が立ちましたので、その後契約解除を申し出ましたが、業者は、契約解除を拒否しました。このままでは納得できません。しかし、着物にはすでに袖を通してしまいました。契約を解除することができるとはどううか？

上田雅穂弁護士のアドバイス

今回の事件のように、ホテルやビルの一室を会場とし、着物や貴金属、アクセサリーなどを購入させる商法を「展示会商法」といいます。展示会商法では、販売業者の強い勧誘が行われやすく訪問販売と状況が似ていることから、特定商取引法に基づくクーリングオフによる契約解除が可能となる場合が多いのです。

クーリングオフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引について、消費者に一定期間の熟慮期間を与えて、その期間内であれば、消費者から一方的に申込の撤回や契約の解除を認めるものです。これにより、すでに使用した商品であってもそのまま返品すれば払ったお金は全額返還されますし、返品に要する費用も業者負担となります。

今回の事例では、すでに着物に袖を通してありますが、クーリングオフ

は可能です。なお、無期限でクーリングオフを認めると、かえって販売業者の立場が非常に不安定となりますし、他方で消費者が熟慮するためには一定の期間を与えれば十分と考えられることから、クーリングオフ行使は一定期間内になすことが定められています。

業者は、「旅行に招待する」などと販売目的を隠して消費者を誘い込んでおり、いわゆる訪問販売に該当します。したがって、クーリングオフ告知などの法定記載事項を記載した書面を受領した日から起算して8日間はクーリング・オフによる契約解除が可能です。なお、書面が交付されなかったり、書面に記載事項漏れがあった場合等には、期間が進行しない結果、いつでもクーリングオフをすることが可能です。

次に、業者は、消費者が帰りたい旨を告げているのに長時間にわたって勧誘しこれを妨害しており、退去妨害（消費者契約法4条3項2号）に該当するものとして、契約を取り消すことが可能です。

クーリングオフ手続きや契約取り消し手続きその他不明な点がありましたら、役場企画課（☎76-0203）または、鳥取県東部消費生活相談室（☎0857-2617605）に相談してください。

母親サロン

たくさんの方の参加を
お待ちしております。

みんなで遊ぼう！

(リトミック体験)

『リトミック』とは、音楽を聴いて、感じて、表現する芸術活動です。子どもの年齢に合った音楽を通して楽しく遊びましょう。

日時 5月26日(木)

1部：1～2歳児対象 10:00～10:30

2部：2～3歳児対象 11:00～11:30

※2歳児につきましては、申込の際に希望時間をお申し出ください。

場所 八東保健センター

講師 檀原 亜弓さん(カワイ音楽教室 講師)他

対象者 1～3歳の乳幼児を持つ親子

定員 30組(各15組程度)

締切日 5月20日(金)

※定員になり次第締め切り。

申し込み 電話かFAXでお申込みください。

主催 「母親サロン」実行委員会・八頭町

問い合わせ先

八頭町男女共同参画センター「かがやき」

「八頭町男女共同参画 審議会委員」募集!!

八頭町の男女共同参画を推進するために「男女共同参画審議会」の委員を次のとおり募集します。

審議会の役割

- ①男女共同参画に関する重要事項についての審議
- ②男女共同参画の推進に関する施策についての提言

任期 2年(任命の日から)

募集人員 6名(審議会委員15名のうち、6名を公募)

募集期限 平成23年5月31日(火)

募集対象 (次の全ての要件に該当する方)

- ①町内在住の18歳以上の方
- ②男女共同参画の推進に意欲のある方
- ③年間2回程度開催する審議会に出席できる方

応募方法 住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記載した申込書(様式は自由)を郵送、FAX等で提出してください。

応募先

八頭町男女共同参画センター「かがやき」

弁護士による

「女性のためのなんでも相談」開催

八頭町男女共同参画センター「かがやき」では、「弁護士による女性のためのなんでも相談」(無料)を開催します。

女性の抱えるさまざまな問題(DV・遺産相続・金銭問題・夫婦問題等)の解決のために弁護士が無料で法律相談に応じます。

お困りの事がありましたら一度弁護士にご相談ください。

日時 6月3日(金) 13:30～16:30

会場 男女共同参画センター「かがやき」

※事前予約制、先着5名(1人30分程度)

☆予約は☎84-2361まで☆

「八頭町男女共同参画 フェスティバル」実行委員募集

八頭町では、地域における男女共同参画の普及・啓発を図るため「八頭町男女共同参画フェスティバル」を実施する予定にしています。

このフェスティバルの実行委員になっていただけの方を次のとおり募集します。

活動内容 男女共同参画フェスティバルの企画・運営

募集人員 20名程度

募集期限 平成23年5月31日(火)

報酬 無報酬とします。

応募方法 電話・FAXでご連絡ください。

問い合わせ・応募先

八頭町男女共同参画センター「かがやき」

農業者年金受給者の皆様へ 現況届は6月30日までに

現況届は、農業者年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

現況届が届く時期は5月下旬

現況届の用紙は、農業者年金基金から本人あてに5月末日頃直接送付されます。

現況届の提出は6月中に役場へ

6月1日(水)から6月30日(木)までに下記のいずれかへ提出してください。

提出先：八頭町役場 産業観光課
船岡庁舎 産業建設課
八東庁舎 農業委員会事務局

- ◎受給者本人が署名・記入することが困難な場合は、代理人(親族等)が署名・記入を行ってください。
 - ◎死亡や住所変更をされている場合は農業委員会事務局(☎84-1227)へ連絡ください。
- ※現況届の提出がない場合、11月から年金の支払いが止まりますのでご注意ください。

安徳の里姫路公園まつり

公園の中を流れる清流を会場にヤマメ釣り大会など各種イベントを企画しています。

日 時 5月29日(日)
9:00~(受付8:30~)

会 場 安徳の里姫路公園(八頭町姫路)
詳細は、役場産業観光課(☎76-0208)へ

第4回 扇ノ山やま開き



日 時 5月29日(日)
午前9時30分~

集合場所 八頭町安徳の里・姫路公園

参加費 200円(保険料、登山証明書等)

その他 登山に適した服装で参加。
昼食、飲み物は各自が持参。

申込先 八頭町観光協会事務局
(八頭町役場産業観光課内)
☎76-0208 FAX76-0217

※保険加入のため事前に申し込みください。



お知らせ

平成23年度の地籍調査について

本町では、昭和62年から国土調査法に基づく地籍調査を実施しています。この調査は一筆ごとの土地について正確な調査と高精度な測量を行うもので、その成果は、個人の土地取引や公的機関による地域の整備など土地に関わる基礎データとして使用されます。

また、地籍図及び地籍簿の写しは法務局に送付され、これまでの登記簿が書き改められるほか、公図に代わる地図として備え付けられます。

関係者の皆さまには別途通知いたしますが、調査にご理解とご協力をお願いします。

平成23年度に一筆地調査に着手する地区

- 篠波の一部(郡家地域)
- 西谷の一部(船岡地域)
- 佐崎・柿原の一部(八東地域)

お問い合わせ先 地籍調査課 ☎72-3154

鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員募集

鳥取県東部圏域における定住自立圏共生ビジョンの再検討を行う委員を募集します。

応募条件 八頭町に在住する20歳以上で、平日開催の会議に出席できる人

報酬額 鳥取市内で開催される会議に出席1回あたり謝金3千円

募集人員 1名

募集期間・方法 5月25日(水)必着で「鳥取県東部圏域の活性化について」を400字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで、問い合わせ先まで提出してください。

※応募者多数の場合は、選考のうえ決定。

問い合わせ先 八頭町役場企画課

☎76-0210 FAX73-0414

e-mail:inaba-teijyu@town.yazu.tottori.jp

鳥取税務署からのお知らせ 資産税関係の個別相談は事前に予約を

鳥取税務署では、相続税、贈与税及び譲渡所得などの資産税関係のご相談のうち、関係書類等を確認することが必要となる個別相談を平成23年12月19日までの毎週月曜日（休日を除く）を指定相談日としています。

事前に、電話での予約が必要で、住所・氏名・相談内容をお知らせください。

【予約・問い合わせ先】

鳥取税務署 資産課税部門 ☎0857-22-2141
（音声ガイダンスに従い『2』を押してください。）

自動車の不具合情報をお寄せください

国土交通省では、迅速なりコールの実施やリコール隠し等を防止するため「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、皆さまのお車に発生した不具合情報を収集しています。

お車に不具合が発生した際には、情報をお寄せください。

フリーダイヤル ☎ 0120-744-960（平日・日中）
自動音声 ☎ 03-3580-4434（年中無休・24時間）
ホームページ受付 www.mlit.go.jp/RJ/

地デジについて…困った事や分からない事があればお気軽にご相談ください。

受信相談
専用電話 **0857-33-4800**

平日9:00～21:00 土日祝9:00～18:00

総務省 鳥取県テレビ受信者支援センター（デジサボ鳥取）

鳥取県町村会職員採用試験の実施

受験資格 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人

採用人員 2名

試験の種類 大卒程度（行政事務）

試験日 平成23年5月29日（日）

試験会場 鳥取大学 共通教育棟

願書受付期限 平成23年5月17日（火）

願書配布場所 鳥取県町村会事務局、
八頭町役場ほか

採用予定日 平成23年7月1日

問い合わせ先 鳥取県町村会事務局

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地
鳥取県庁第2庁舎8階 ☎0857-26-8355

URL：<http://www.totock.jp/>



～薬物乱用防止～

覚せい剤、大麻、麻薬などの規制薬物は、人間の精神や身体をボロボロにし、幻覚、妄想などにより、殺人、放火などの凶悪な犯罪を引き起こすなど、本人のみならず、家族、友人など周囲の大切な人も巻き込み、取り返しのつかない結果を招くことになります。

「一度だけ」という好奇心のつもりでも、薬物の依存症と耐性により、自分の意思ではやめることができなくなります。

薬物への誘惑に対しては絶対に断り、もし規制薬物を見たり、聞いたりした場合は、**郡家警察署**（☎72-0110）又は**薬物110番**（☎0857-26-3774）に連絡してください。

町内の観光地紹介⑧ ◆金剛山清徳寺◆

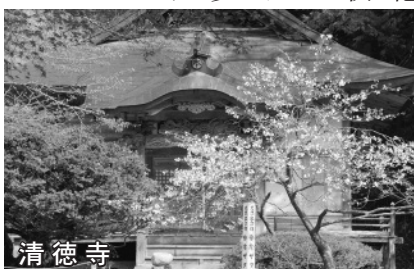
八頭町観光マイスター

竹内 一枝

清徳寺には、一寸八分（約5・4cm）の阿弥陀如来がご本尊として祀られており、毎年11月17日の秋季大祭のみに御開帳となります。

境内には、巨樹銘木群として鳥取県指定の天然記念物・檜皮桜や樹齢約400年の大鹿子の木、日本一大きいといわれる菩提樹があります。また、後醍醐天皇お手植えと言われるイチヨウの木も二代目として育っています。

春4月、ソメイヨシノ、檜皮桜、紅手まりが可憐にほころび、夏7月、森に姫ホタルが飛びかき、境内には680本の紫陽花が咲き誇り、秋11月、大木となつた高尾のイロモミジが旧参道に鮮やかなトネルを作っています。



清徳寺

町長交際費のお知らせ

平成23年1月から3月までの町長交際費は次のとおりでしたのでお知らせします。

◇支出内容 (円)

月	内容	支出額
1月	香典(1件)	10,000
"	花輪(1件)	8,000
"	韓国横城郡口蹄疫お見舞	100,000
2月	額縁 叙勲(2件)	39,800
"	いなば新水園総会お祝い	3,780
"	J A 八東果実部総会お祝い	3,780
"	郡地域農業者年金友の会総会お祝い	3,780
"	J A 八東柿生産部総会お祝い	3,780
"	東京鳥取県人会総会 慶祝名刺広告代	10,000
3月	笑道谷生産組合総会お祝い	3,780
"	J A 郡家果実部総会お祝い	3,780
"	J A 郡家柿生産部総会お祝い	3,780
"	介護老人施設きたやま竣工式お祝い	3,780
"	香典(1件)	5,000

香典、花輪については、「八頭町弔事に関する要綱」(平成17年3月31日告示第2号)によるものです。

お詫びと訂正

広報やず4月号の9ページ八頭郡体育会表彰の記事で「阪田悦朗」さんのお名前に誤りがありました。24ページ柔道部の練習日は火曜日とありましたが、正しくは水曜日です。お詫びして、訂正します。

「クッキング&カップリング」参加者募集!

料理を通して素敵な出会いをみつけませんか?料理が苦手な方も大歓迎!一緒においしい料理と恋を作りましょう!

と き 平成23年6月19日(日)

受付12:45/開会13:00/閉会17:00

と ころ 鳥取ガスショールームサルーテ2階
(鳥取市片原5丁目503)

内 容 自己紹介、料理教室、試食ほか

対 象 25歳以上45歳以下の独身男女各12名
鳥取県東部圏域在住者に限る。
(応募多数の場合は抽選。)

参加費 1,500円程度

申込方法 ①氏名②年齢③性別④郵便番号⑤住所⑥電話番号を明記のうえ、はがき、FAXまたはE-mailで申し込みください。

応募締切 5月27日(金) 必着

申込・問合せ先

〒680-0052 鳥取市鍛冶町18-2

東部広域行政管理組合事務局総務課企画係

☎(0857)20-0293 FAX(0857)29-2759

E-mail: cooking@east.tottori.tottori.jp

※詳細は、ホームページ「麒麟の王国」をご覧ください。

(<http://www.east.tottori.tottori.jp>)

創業以来六十年

お仏壇の専門店 **鈴木仏光堂**

- ◆各宗仏壇・仏具・位牌・掛軸・念珠・線香
- ◆お仏壇の修理・洗い等何でもご相談ください
- ◆お電話一本でお伺いします

本店/船岡中学校近く 展示場/船岡小学校向い

八頭町坂田4-2 ☎(0858)72-0254

墓石・灯籠・記念碑・石工事一式
(有)花原石材店

八頭郡八頭町隼郡家226-1

工場 TEL 72-3178 (FAX 兼)

自宅 TEL 72-0184 (FAX 兼)

ご先祖様のご供養に、心をこめたお墓づくりのお手伝い。

会館葬・自宅葬 年中無休 フリーダイヤル
24時間受付 0120-72-0004

ギフト・生花・花輪・料理・仏具・霊柩車

バンダイ 郡家店

八頭町奥谷141-1 TEL 72-0004

JB ジェイビー
やず

八頭町下坂487-1 TEL 73-0444

宿泊 入浴 各種宴会 ゆったりとくつろぎの時間をどうぞ

三朝温泉

いつともはひと味違う贅沢な時間を
渓泉閣にてお過ごしください。

渓泉閣

〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町山田180番地
TEL0858-43-0828

<http://www.keisenkaku.com> 渓泉閣 | 検索

有
料
広
告

ひとのうごき 平成23年4月15日届出現在 (敬称略)

おめでた	誕生日	名前	ところ	おとうさん・おかあさん
	3月5日	貝野 さくら	(郡家中区)	陽 介・かおり
	13日	林 愛嘉 ^{まなか}	(万代寺)	智 史・淳 子
	17日	竹内 咲都 ^{さと}	(徳 丸)	恵 治・愛 沙
	18日	山本 麗奈 ^{れな}	(船岡殿)	昌 志・めぐみ
	19日	三島 楓雅 ^{ふうが}	(若 葉)	達 郎・利 恵
	23日	横川 魁乙 ^{かいと}	(大 江)	敬 ・智恵美
	23日	澤田 絢音 ^{あやね}	(米 岡)	英 樹・京 子
	25日	田村 奈菜 ^{なな}	(下津黒)	直 規・理枝子
	4月5日	木原 愛翔 ^{まなと}	(桜ヶ丘)	洋 輔・正 子

おくやみ	日付	名前	ところ	年齢
	3月15日	石破 包子	(郡家殿)	95歳
	18日	山本 勇	(西 谷)	83歳
	21日	橋本 正夫	(隼郡家)	97歳
	22日	田中 廣文	(坂 町)	71歳
	22日	木下 忠男	(丸 山)	83歳
	23日	谷本 和正	(国中1)	60歳
	24日	入江 貞福	(徳 丸)	80歳
	28日	岡村 一雄	(市 谷)	94歳
	30日	田渕かよ子	(坂 田)	83歳
	30日	西村つや子	(稲 荷)	97歳
	4月3日	梶 美砂子	(徳 丸)	90歳
	3日	細田みよこ	(大 門)	97歳
	5日	田中 時晴	(郡家東区)	87歳
	6日	河上與里子	(下津黒)	79歳
	7日	高田 純	(宮 谷)	92歳
	9日	竹内 秀雄	(門 尾)	84歳
10日	猪本富美代	(石田百井)	84歳	
11日	森本 誠代	(カーサこげ)	28歳	
14日	仲山 正三	(日 田)	69歳	

因幡霊場の休場日

今月の休場日は5月13日(金)です。
詳しくは、因幡霊場(☎0857-51-8320)へ

八頭町の世帯数と人口

4月1日現在
()内は前月比

世帯数	5,939 世帯 (+ 5)
総人口	19,130 人 (-48)
男	9,231 人 (-29)
女	9,899 人 (-19)

鳥取県弁護士会による無料法律相談

5月1日から7日までの憲法週間にちなみ、弁護士会による無料法律相談が行われます。お気軽にご利用ください。

日時 5月13日(金) 10:00~15:00

会場 鳥取地方・家庭裁判所

定員 30人程度 (当日受付順)

問い合わせ先 鳥取県弁護士会
☎0857-22-3912

総合相談 (人権・行政・心配事)

人権擁護委員、行政相談委員などが無料で相談をお受けします。秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

日時 5月9日(月)・6月1日(水)
13:30~16:00

会場 郡家・船岡・丹比地区公民館の3カ所

問い合わせ先 人権推進課 ☎72-3976

多重債務・ヤミ金融等相談会

弁護士や司法書士等の法律専門家による、無料の面接相談。事前に予約が必要です。

日時 5月24日(火) 13:00~16:00

会場 鳥取県庁議会棟3階

申し込み 鳥取県消費生活センター

問い合わせ先 ☎0857-26-7605

行政書士無料相談

相続・遺言、成年後見、交通事故、帰化・在留許可等の手続きなど (行政書士対応)

日時 5月14日(土) 10:30~15:00

※当日受付、先着順

会場 県立図書館2階 小研修室

問い合わせ先 鳥取県行政書士会事務局
☎0857-24-2744

毎月10日は 「ノーレジ袋デー」です

5月は…

自動車税(県税) の納付月です

完納にご協力をお願いします

男女共同参画啓発シリーズ 60

災害と女性

3月11日に発生した東日本大震災では、これまでに経験したことのない甚大な被害をもたらせ15万人の方々が避難所での生活を余儀なくされています。

16年前に発生した「阪神淡路大震災」では、ほとんど報じられることがありませんでしたが、長期化する避難所生活の中で、女性が性犯罪や暴力を受けるなどの苦悩や悲しい体験をしたことが語られています。

避難所運営やボランティア活動の責任者を男性ばかりが担うと、被災した女性の悩みやニーズをくみ取れない場合があります。例えば、生理用品やミルク、おむつなどの物資や、男女のプライバシーに配慮したトイレ、浴場、更衣室の設置などがあげられます。すべての人の人権に配慮した避難所運営が図られることが大切です。



東日本大震災

チャリティーピアノコンサート

—八頭町から心をこめて—

ニューヨーク在住のピアニスト、アルバート・ロト氏の温かい申し出で実現しました。

みなさまに、ピアノ演奏でこころ豊かな安らぎの時間を...♪♪そして、大震災に遭われた方々に、ひとりひとりの想いをとどけたいと思います。

出演 アルバート・ロト
Albert Lotto

ニューヨーク生まれ。ジュリアード音楽院でS.ゴロニッキー氏に師事。モントリオール、ブゾーニ国際コンクール優勝。1970年初来日以来数多く日本各地でリサイタルを行う。

また、チャールス・アイヴスの論文により博士号を受けた優れた研究者でもある。



日時 5月15日(日)

開演 14:00~ (開場13:30~)

会場 八東体育文化センター (八東中学校隣)

入場料 一般 1,000円、小学生以下 500円

*収益金全額を日本赤十字社に寄付させていただきます。



入場券

八頭町、八頭町社会福祉協議会
八頭町商工会、各実行委員

■ 若桜鉄道をご利用ください。

郡家発 12:37 → 丹比着 13:01

丹比発 16:20 → 郡家着 16:44

■ 託児あり

主催：八頭町・東日本大震災チャリティー
ピアノコンサート実行委員会

共催：八頭町社会福祉協議会
八頭町商工会、八頭町小中PTA連絡協議会